

クリーニング生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ 東日本大震災復興特別貸付のご案内

平成 23 年度第1次補正予算の成立を受け、生活衛生関係営業を営む皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を創設しました。本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、既存の複数の融資制度を一本化し、融資限度額や金利引き下げ措置等を大幅に拡充したものです。

「東日本大震災復興特別貸付」のポイント

① 制度概要

既存の震災対応融資制度を大幅に拡充し、特に直接被害者及び間接被害者に対しては「別枠」を用意。

② 主な拡充内容（詳細は「東日本大震災復興特別貸付」の概要を参照）

別枠の拡大

直接被害及び間接被害を受けた方の融資限度額（別枠）を倍増（3,000万円→6,000万円）

※ご利用には市町村等が発行する罹災証明書等が必要です。

金利の引き下げ

適用金利の大幅な引下げ（直接被害者は貸付後3年間▲0.9%→▲1.4%引下げ。間接被害者は貸付後3年間▲0.9%→最大▲1.4%引下げ。）

※3,000万円の範囲内の適用となります。

「東日本大震災復興特別貸付」の概要

利用対象者	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率
<ul style="list-style-type: none"> ● 震災により直接被害を受けた方 ● 原発事故に係る警戒区域等（注1）内に事業所を有する方 	6,000万円 (上乘せ)	設備資金 20年以内 (5年以内)	基準利率より0.5%引下げ 融資後3年間は、 3,000万円まで基準利率より、 1.4%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金 15年 (3年以内)	基準利率より最大0.5%引下げ（注2） 融資後3年間は、3,000万円まで基準利率より最大 1.4%引下げ（注2）
その他震災の影響により、売上等が減少している方など (風評被害等による影響を含む)	5,700万円	運転資金 8年以内 (3年以内)	基準利率より 最大0.5%引下げ（注2）

(注1) 警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

(注2) 売上高等の減少で0.3%引下げ、雇用の維持・拡大を要件に0.2%引下げ

(※) 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

事業資金相談ダイヤル

 0120-154-505

フリーダイヤル



日本政策金融公庫

国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/k/>